

## 災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る地質調査並びに設計業務等の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人横浜市地質調査業協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会（以下「丙」という。）とは、災害時における甲が管理する道路（以下「所管施設」という。）の被害状況の把握及び応急対策業務に係る地質調査並びに設計業務等（以下「応急対策業務等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、所管施設が被災し、その応急対策を実施するにあたり、乙及び丙はこれを支援するため、必要な技術者及び資機材等（以下「技術者等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、甲と乙及び丙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の内容）

第2条 甲は、所管施設に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときには、被災状況に応じて乙及び丙に応急対策業務等を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、甲からの出動要請に基づき、できる限り速やかに乙及び丙を構成する会員（以下「乙及び丙の会員」という。）と調整し、現地に派遣する会員名を甲へ通知するものとする。

3 乙及び丙は、乙及び丙の会員に現地への派遣を指示し、派遣の指示を受けた乙及び丙の会員はできる限り速やかに甲の指示により応急対策業務等を実施するものとする。

4 乙及び丙は、前項の応急対策業務等が早急に実施できるよう、前もって技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制表を甲に報告するものとする。

### （要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請手続は、横浜市道路局長が行うものとする。

2 前項の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書で出動要請を行うものとする。

- (1) 応急対策業務等の内容
- (2) 指揮者の職及び氏名
- (3) 応急対策業務等に必要な要員、資機材等
- (4) 応急対策業務等の期間
- (5) その他必要な事項



(応急対策業務等の実施)

第4条 乙及び丙の会員は、甲の指揮者の指揮監督に従って応急対策業務等を実施するものとする。

2 甲は、乙及び丙の会員の応急対策業務等が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙及び丙の会員は、応急対策業務等を実施したときは、速やかに活動状況を甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙及び丙は、応急対策業務等を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告した後、後日速やかに文書で提出するものとする。

- (1) 応急対策業務等の内容
- (2) 会社名及び責任者氏名
- (3) 応急対策業務等に従事した要員、資機材等
- (4) 応急対策業務等の期間
- (5) その他必要な事項

(経費負担)

第6条 この協定に基づき、乙及び丙の会員が実施した応急対策業務等に要した経費は、甲が負担する。

(業務の実施体制)

第7条 第2条第4項に基づき甲に報告する業務の実施体制表は、乙及び丙の会員名簿、編成表、連絡系統図及び資機材等一覧表とする。

2 乙及び丙は、毎年4月1日現在の実施体制表を当該年度の4月末までに甲に通知するものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づき、応急対策業務等に従事中の者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、横浜市震災対策条例（平成10年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により補償等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(実施日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(廃止)

第11条 この協定の締結をもって、「災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る地質調査並びに設計業務等の協力に関する協定（平成21年7月31日締結）」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月31日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市 横浜市長 林 文子



乙 横浜市神奈川区栄町22番地9  
一般社団法人横浜市地質調査業協会  
会 長 矢崎 慎治



丙 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13  
一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会  
会 長 山本 実



「災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る地質調査並びに設計業務等の協力に関する協定」に係る実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る地質調査並びに設計業務等の協力に関する協定」(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

(要請書)

第2条 協定第3条第2項に基づく甲の要請書は、様式1により行うものとする。

(承諾書)

第3条 協定第3条第2項に基づき、甲の要請を受けて、応急対策業務等を実施する場合は、乙及び丙は、様式2により承諾書を甲に提出するものとする。

(報告書)

第4条 協定第5条に規定する文書で提出するものは、様式3によるものとする。

(負担する経費の価格決定)

第5条 協定第6条に規定する、甲の負担する経費の価格の決定にあたって、現地に派遣した乙及び丙の会員は、具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲に提出し、甲、乙、丙の会員が協議して定めるものとする。

(確認・検査)

第6条 甲は、乙及び丙の会員の具体的な履行内容の確認・検査を行うものとする。

(実施体制表)

第7条 協定第7条に規定する実施体制表のうち、乙及び丙の会員名簿は様式4、資機材等一覧表は様式5とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成24年8月31日から実施する。

(廃止)

第9条 この実施細目の実施をもって、実施細目(平成21年7月31日締結)は、廃止する。

この実施細目を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月31日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市 横浜市長

林 文子

乙 横浜市神奈川区栄町22番地9

一般社団法人横浜市地質調査業協会

会長

矢崎 慎治

丙 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13

一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会

会長

山本 実



様式1 (協定第3条2項)

平成 年 月 日

応急対策業務等に関する協力要請

一般社団法人

横浜市地質調査業協会

会長 様

一般社団法人

横浜市建設コンサルタント協会

会長 様

横浜市長 林 文子

「災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る測量業務等の協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 応急対策業務等の内容	1) 概要
	2) 場所 区 町 番地先から 区 町 番地先
2 指揮者の職及び氏名	
	電 話 ( )
3 口頭又は電話等による要請の日時	要請者氏名
	平成 年 月 日 時 分
4 応急対策業務等に必要 な要員、資機材等	
5 応急対策業務等の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
6 その他必要な事項	

整理番号

応急対策業務等に関する協力要請に係る承諾書

横浜市長

一般社団法人  
横浜市地質調査業協会  
会 長

一般社団法人  
横浜市建設コンサルタント協会  
会 長

「災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る測量業務等の協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、要請のありました応急対策業務等については、応急対策業務等に関する協力要請書（整理番号 ）のとおり承諾するとともに、次のとおりの会員を現地に派遣します。

会社名及び 代表者氏名	
責任者氏名	
電 話 番 号	( )
F A X 番 号	( )
備 考	

※派遣する会社が複数の場合は、代表する会社名を記入する。

応急対策業務等に関する報告書

横浜市長

一般社団法人

横浜市地質調査業協会

会長

一般社団法人

横浜市建設コンサルタント協会

会長

災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る測量業務等の協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、要請のありました応急対策業務等について、次のとおり報告します。

1 応急対策業務等の内容	1) 概要
	2) 場所 区 町 番地先から 区 町 番地先
2 会社名及び責任者名	
	電 話 ( )
3 口頭又は電話等による要請の日時	要請者氏名
	平成 年 月 日 時 分
4 応急対策業務等に必要 な要員、資機材等	
5 応急対策業務等の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
6 その他必要な事項	

整理番号

様式4 (協定第7条)

応急対策業務等に関する会員名簿

協会

会員名 (会社名)	代表者氏名	電話番号	FAX番号	住所
		E-mail		

※各会員(会社)別に、応急対策業務等に従事する技術者等の名簿を添付する。





